

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 18 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530131

研究課題名（和文） 近代市民社会と宗教—その思想史的考察

研究課題名（英文） Modern Civil Society and Religion: Consideration in History of Political Thought

研究代表者

吉岡 知哉（YOSHIOKA TOMOYA）

立教大学・法学部・教授

研究者番号：90107491

研究成果の概要（和文）：近代社会契約論は近代市民社会と国民国家に世俗的な正統性を与えるが、同時に疑似宗教的な権威をも付与する。J.ロックによれば、「神の作品」としての人間は自分の身体とその活動の成果を彼の所有物とする。身体の安全と所有を保全するために形成される政治社会は神の創造の秩序に由来しているのである。ルソーの公民宗教では道徳が宗教と分離され、道徳は国家の、宗教は市民社会に属するものとなる。このため、19世紀には公教育と家族が様々な形で問題とされたのである。

研究成果の概要（英文）：Modern social contract theories gave to the modern civil society not only the secular legitimacy but also the quasi-religious authority which substitutes for the Christianity. John Locke says that man as the workmanship of God possesses his body and the results of his labour as property. Political society, made for the safety of the life and the property, has its origin in the order of the creation. As the civil religion of Rousseau separates moral and religion, the former belongs to the state and the latter to the civil society. So in the 19th century, the public education and the family system became great issues.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：市民社会・政教分離・所有・自由主義・啓蒙思想・キリスト教・政治経済学

1. 研究開始当初の背景

グローバル化の急速な展開の中で、近代主権国家、国民国家の枠組みの変容・融解・崩壊が指摘され、ヨーロッパ的近代が様々な形で再問題化されている。その中

で、国家とは異なる秩序原理として、「市民社会」をめぐる議論が活性化するとともに、宗教の機能・役割が再評価されている。しかし研究の多くは、「政教分離」に関するものであり、市民社会それ自体の存立根拠との関

係で宗教の問題に立ち入るものは多くはない。

2. 研究の目的

暴力装置と直結して捉えられていた世俗権力としての国家が、国民を統合する正統性を持つものとして自立していく過程においては、宗教的権威を様々な形で利用するとともに、自らが宗教的な権威に代替しうる疑似宗教性を持つことが必要であった。一方、しだいに国家とは異なる原理によるものとして理解されるようになった市民社会に関しても、独自の正統性原理が必要となる。本研究は宗教（キリスト教）が、市民社会の秩序構成にどのように関係していたのかを明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究においては、国家と市民社会それぞれの秩序原理を正統化する論理において、宗教の問題がどのように機能しているかを分析することに重点をおいた。このため、いわゆる歴史的文脈に関しては十分意識しつつもいったん背景に置き、政治思想に内在する宗教の問題を析出することに努めた。主たる作業は原典および先行研究を中心とする資料の収集とその分析である。全期間を通じて、従来から行っている「近代化と宗教」に関する研究会において、他領域の研究者を含む議論を進めた。(1)2009年度は、主として政治経済学関係の研究を行った。パリにおける資料収集のほか、ジル・カンパニョロ CNRS 上席研究員による研究会を行い多くの知見を得た。(2)2010年度は、社会契約説における宗教の問題を再検討し、研究会で「宗教から国家へ——信仰箇条としての近代政治原理」と題する報告を行った。(3)2011年度は以上の各年度の成果を基に研究総括を行った。

4. 研究成果

(1) はじめに

ヨーロッパ近代国家は、宗教戦争を経て世俗権力がキリスト教的な枠組から脱する過程で成立・発展してくるが、その過程は、一方で宗教を公的な統治手段として用いつつ、他方で内面的信仰の問題を私的な領域へと封じ込めて行く過程でもあった。そこには、ヨーロッパ社会およびキリスト教会の世俗化、非西欧文明との接触とキリスト教の相対化、絶対主義下における国教化、さらには啓蒙主義、市民革命など多くの歴史的要素が複雑にからみあっている。

この過程は、伝統的政治社会が、いわゆる「市民社会」と国家とに分化していく過程でもある。国家権力が宗教から分離して行く過程については、これまでもいわゆる「政教分離」問題として憲法学を中心に扱われてきた

が、「政教分離」は言うまでもなく「国家と教会との分離」であって、そのみで政治と宗教との関係という問題領域を覆うわけではない。私的な領域に属するとみなされることになる宗教問題が、「市民社会」とどのように関係づけられるのかという点が考察されなければならない。本研究はいわゆる〈国家-市民社会〉関係を宗教を軸として捉え直すことを企図している。

16世紀の宗教改革・宗教戦争を経て、主権概念が成立する。cuius regio eius religioの原則が示すように、主権は宗教的権威から独立しつつそれと結びつくという二重性を持っていた。18、19世紀を通じての政治社会の変化は、政治権力と宗教との分離を促進したが、それは宗教そのものの否定ではなかった。「国家と教会との分離」の原則によって宗教は市民社会の領域の問題とされることになった。古典的自由主義はそのための思想的根拠を提示したと言えよう。しかし一方でそれは市民社会の一種の「宗教化」を進めることになったのではないか。現代になって、民主主義の制度化と大衆社会の成立を通じて、宗教は再び政治化する道筋を見いだしたが、現代社会はこの問題を十分に検討してこなかった。「政教分離」という標語のみによっては、この事態に対応することはできない。

本研究は、近代市民社会を宗教との関係で、また、近代市民社会論を宗教論として考察するものである。言葉を換えれば、この問題は、信仰箇条としての近代政治原理の問題と言うこともできよう。本稿においては、現代に至るまで政治社会の構成原理として、賛同的であれ批判的であれ、繰り返し言及されてきた近代社会契約説の基礎となる「個人」の問題をあらためて検討することによって、近代市民社会をそれ自体として「聖化」「聖別」する論理を考察する。

(2) 所有と契約

①所有の神聖性

近代政治社会の構成原理としての社会契約説の歴史的意義は繰り返し論じられてきた。しかし、それでは近代社会契約説によってなにが起こったのか。この点について、「所有」という観点からあらためて考察する。所有 (property) の問題を、契約という行為そのものの意味と、契約を何のためにするかという契約の目的の両方にかかわる問題として考えるために、ジョン・ロックの『統治論』を読み返してみたい。

第1部のフィルム批判において、ロックは4種類の議論をしている。

第1は聖書解釈の問題、フィルムが論拠としている聖書の論述の解釈の問題である。フィルムは『創世記』第1章28節を根拠にして、アダムにはすべての被造物に対する

全面的な支配権が存在すると主張し、ついでその支配権を「主権」という形に置き換えていく。これに対してロックは、フィルマーの解釈の誤りを指摘する。アダムには子供に対する父親としての権利はあるが、これは一般的な権利であり、父親である以上誰でも子供に対して持っているものであって、そのことからアダムが自分の子孫（すなわち人類）すべてに対する支配権を持っていることにはならない。これが人間に対する支配権に関わる批判である。

同様の解釈上の批判は物に対する支配権に関しても行われる。ロックによれば『創世記』第1章28節は、神が人類に対して人類より劣位の自然を共有物として与えたことを示すのであって、アダム個人に対して特別な権利を与えたわけではない。神が自然を人間に共有物として与えたという議論は、第2部の所有権論をあらかじめ準備する。

第2の批判は、フィルマーの論理的矛盾の指摘である。1つは、フィルマーの言うように長子相続によって支配権力が長男に受け継がれるのだとすると、現在も統治者は特定の一人のはずであるという議論、もう1つは、フィルマーはそもそもの支配権が家父長権として与えられたとすると、すべての父親が絶対的な統治権を持っていることになるという批判である。長子相続による説明も家父長権による説明も、どちらも現実と矛盾するという批判と、長子相続論と家父長権論とは、相互に論理的に矛盾してしまうという批判との、二重の批判になっているのである。

あとの2つは、相続に関する法律的な議論である。1つは相続の対象の問題である。ロックは、フィルマーが相続の問題として扱っている対象には2つあると言う。1つは統治権の相続の問題で、もう1つは所有権の相続の問題であるが、これら2つは別のものであるとロックは言う。もう1つの法律論的議論は誰が相続するのかというものである。例えば父親から子供に相続される場合、父親が死んで子供が受け継いだら良いが、子供が先に死んだ場合に次の相続権はどうなるか。ロックはこのような相続順位の問題などを執拗に提示して、フィルマーの論理では説明できないと指摘する。

ここで注意したいのは、ロックがフィルマーの議論を批判する際に、聖書に書かれた事例を使っている点である。要するにロックは、フィルマーの議論の方法を用いながら、そこに生じる矛盾を突いていくという方法をとっているのである。聖書に関していえば、1つは聖書解釈の誤りに対する批判である。もう1つは事例の使い方、ロックは自分の説明に適している事例に聖書の叙述を用いるのである。つまり、聖書を使って権威づけていくフィルマーの議論に対して、言わばそれ

を逆手に取り、聖書の「正しい読み方」を提示してフィルマーの読み方の誤りを指摘していくというのが、ロックが『統治論』の第1部で使っている方法であり、第2部にも基本的にはそれが受け継がれていくであろう。

第2部でロックが用いる重要な概念が「所有 property」であることは言うまでもない。その前提とされているのが「自己保存」ということと、人間が自己保存していくときに劣位の自然というものを共有物として神から与えられているのだということである。

「われわれが、自然の理性にしたがって、人間は、ひとたび生を享けたならば、自分を保全する権利をもち、それゆえ、肉や飲み物、さらには自然が人間の生存のために与えてくれるその他のものに対する権利をもつと考えるにせよ、あるいは、啓示に従って、神は世界をアダムに、またノアやその息子たちに授与したとの説明を受け入れるにせよ、いずれにせよ、[中略]神が世界を人類共有のものとして与えたことはこの上なくあきらかである。」(第5章25節)

世界は人類共有のものとして与えられているということ。これは先に見たとおり第1部から引き継いできた議論である。その共有物としての自然に人間が働きかけることで人間の所有が生じる、その前提になる自己保存とその対象としての自然については、神が作ったという以上の説明をロックは行っているわけではない。

②所有物としての身体

所有の説明は以下の通りである。

「27 たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の人格に所有権（固有性）をもつ every Man has a Property in his own Person. これについては、本人以外の誰もいかなる権利ももたない。彼の身体の労働と手の働きと The Labour of his Body, and the Work of his Hands は、固有に properly 彼のものであると行ってよい。」

自己保存は、「神の作品」としての人間に内在する原理である。人間は自己保存のために自然に働きかける。自分の person は自分独自のものであり自分の body が自分のものであるということは疑いえない。身体の働きによって労働が対象に付け加えられて自分のものになる。共有のものを自分の proper のものにするのは、自分にとって proper な身体を働かせるということを通じてである。これがどこまでロックの独創なのかはなお検討を要するが、重要なことはここで「所有 property」と、個々の人間の固有性、proper であることが結びついている点である。「自己保存」と「所有」が直結しており、それ自体が神の創造の原理に組み込まれているの

である。

ここで、身体を所有するという場合の所有者は誰なのかという問題が生じる。ロックは、自分の身体と身体の労働が自分のものだという事を疑わずに書いているが、この事は必ずしも自明ではない。奴隷は言うまでもないが、自由人であっても自分の身体が自分に常に所属しているとは言えないだろう。身体は神のものであると考えるのであれば、身体の活動によって個人的所有が生じることにはならない可能性がある。しかし、personが固有であることと身体を所有していることはロックにおいては同義なのである。

③所有と支配の分離

ロックは、支配あるいは統治は政治の問題であるとしつつ、他方で所有の問題は個人の問題として、個人の固有性と結びつけて論理を立てていく。しかし、ロックの個人が完結している存在なのかという点必ずしもそうではない。ロックの個人は一人一人で完全に孤立して生命を維持し自己保存ができるわけではない。一方、神の作品としての個人は自己保存の能力を与えられているはずであるとすると、なぜ社会を作る必要があるのかうまく説明できない。個人に自己保存する能力が不足しているのか、悪人、あるいは「理性的で勤勉」ではない人間が存在しているからか。いわば弁論論的な問題に関してはロックの議論は必ずしも明確ではない。

ではなぜ統治が必要か。それは生命と財産を守るためである。この世俗性が近代政治原理成立の要点だというのが通常理解であろう。しかし生命のみならず所有も自己保存に必要なものとして神に由来するものであるとなると、統治の問題というのは神の役割を引き継ぐという側面をもっているのではないかという疑問が残ることになる。

このように考えると、「身体」というものが非常に重要な役割を果たしていることになる。誰が身体を持っているのかという問いを設定してみると、そこには「身体と精神」、「肉と霊」の二分法が浮かび上がる。

ロックは、個人が同意によって政治社会 political or civil society に結合すると言う。ここで契約の主体は、自分の身体を所有する存在であり、自分の身体を通じて所有物を所有している存在である。したがって契約の主体は「所有者」である。ここで言う所有者は自分の身体的所有者であり、その意味ですべての人間はみな所有者である。

契約の主体は所有者としたこと。そして所有は神に由来するとしたこと。この2点が、ロックの国家論が近代国家論となる重要な要素である。しかしロックは、権力そのものの起源については説明していないのではないか。ロックは、「同意」によって共同体の統

治の権限を委託するとするが、委託される対象である権力とは何であるかということ、すなわち権力の起源について説明していないのではないか。

④生（生命／生活）の管理

権力の本質は「生殺与奪の権」にあるとする古典的な議論を徹底的に押し進めたのがホブズである。ホブズの社会契約説は、各人が有する自然権の行使の権限、とりわけ何が自然権であるのか、すなわち何が自己保存なのかを判断する権限を第三者に委ねる契約である。ホブズにおいては、「各人と各人との契約 covenant によってすべての人々が事実的に同一人格に統一されること」によって、リヴァイアサンという「可死の神」が成立することになる。支配されている側は、自分の自然権と不可分なものとして理性を持ち、理性に基づいて契約を結び、それによって支配・服従関係を作り出して服従する側になるのであるが、この権力は外在的であって、服従は支配に反抗したら処罰されるという恐怖を基礎にした理性的な判断に基づいている。この生殺与奪の権は権力にとってみればある限界的な表現に過ぎない。しかし、フーコーが指摘するように、権力構造としての政治社会が維持されるために重要なのはより日常的な生の管理、生活・生命の管理である。世俗の権力がなぜ人間の生、生活・生命を管理できるのか。その正統性についてはホブズは立ち入らない。

身体は各人の所有物であるという考え方は、身体の生死を管理するのは世俗権力であるという考え方と結びついている。身体は靈魂と切り離され、身体の管理は世俗の領域、靈魂の問題は信仰の世界のものとしてされる。冷肉二元論を前提にすれば当然のようにも思われるが、近世以前であれば、誕生から洗礼、結婚、埋葬に至るまでの管理は教会の管轄下であった。すなわち、教会は靈魂だけではなく、身体的な生死も生活の規律も管理していた。一方、身体の安全は世俗権力が保護したのである。

近代国家は教会の役割を引き継いだのであるが、その際、身体が私の排他的な所有物にほかならないという考え方がきわめて重要な役割を果たしたと言えるだろう。身体は神の作品としての私の固有の所有物に他ならず、その働きによって獲得した物とともに私の所有物である。したがって、私の生命と所有物とを保全するために契約によって形成された世俗の権力は、地上の個別の教会とは無関係に、また王権神授説のようなフィクションを用いなくても、本質的に神に由来している。ロックが組み立てたのはこのような正統性の論理構造だと言えるだろう。

⑤社会契約と宗教

ルソーは『社会契約論』第1編第6章で、社会契約は、「各構成員が、自己の持つ一切の権利とともに、自己を共同体全体に対して、全面的に譲渡すること」であると言う。社会契約の条項をやや細かく見てみよう。

「われわれ各々は、自分の人格とすべての力とを共同にして *en commun sa personne et toute sa puissance*、一般意志の最高指揮下に置く。そしてわれわれは、一体をなすものとして、各構成員を、全体の不可分の部分として受け入れる。」

「この結合行為は、直ちに、契約者の個別的人格に代わって *au lieu de la personne particulière de chaque contractant*、ひとつの人為的集合体 *corps moral et collectif* を創出する。この集合体は集会の持つ投票数と同数の構成員からなり、この同じ行為からその統一とその共同の自我 *moi commun*、その生命その意志を受け取る。」

この *corps moral et collectif* は、*personne publique* もしくは、*personne morale* と言い換えられる。*personne particulière*、つまり個々のあるいは特殊な *personne* が、*morale* な *personne*、人為的ないし精神的な *personne* になる。ここでは *personne* の変換、変異ということがおこるのである。ロックの論理の中で、身体の所有主体が *person* であると言ってよいかなお検討が必要である。ここでルソーの言う *personne* は身体的所有者だと言えようが、それに留まるものではない。それでは *personne* とは何か、*corps* とどのように違うのかについては今後検討を進めることが必要であるが、社会契約の論理の中心が *personne* の質的転換であることは銘記すべきである。これは契約主体としての自然人 *personne naturelle* が契約によって *personne morale* を作り出すことであるが、法人格を作り出すことが社会契約であると言ってしまうと形式は会社の設立と同じだと言うことになり、肝心の権力の問題が消えてしまう。「全面譲渡」が決定的に重要なのはこのためである。

(3) 宗教と道德の分離

18世紀から19世紀、特に宗教と国家をめぐる19世紀の大問題が道德の問題である。教会と国家の分離と、宗教と道德の分離が並行して展開していく過程を議論しなければならないが、契約主体の問題との関係で、まずルソーの *religion civile* を考えておく。

religion civile の条項について、ルソーは、「全能かつ全知で慈愛に満ち、先を見通す力のある恵み深い神の存在、来るべき生、正しいものの幸福、悪人への懲罰、社会契約と法の神聖さ」だけが条項であるとし、同時に不寛容を否定する。そして *religion civile*

について次のように言う。「正確には宗教の教義としてではなく、それなくしてはよき公民、忠実な臣民たりえぬ社会性の感情として、主権者がその箇条を定める権限を持つ、要するに世俗的な信仰告白である」。強制はできないが信じない者は追放できる。追放する場合には「不信心な人間としてではなく、非社会的人間として、法と正義とを誠実に愛することのできない者として、また、必要に際して自分の生命を自己の義務に捧げることのできない者として」国家から追放できる。かつ、この原理を一度認めた上で否定した場合には、「法の前で嘘をつく」者であるとして死刑に値する。

ルソーによれば社会契約によって自然的自由は失うが社会的自由を獲得できる。その際問題となるのが、*liberté morale* (倫理的自由もしくは道德的自由) である。社会契約の社会を維持するためには、一旦自分が結んだ契約を守り、自分が課した法あるいは自分が作り出した共同体に従属しなければならない。その能力が道德的自由であり、*religion civile* はこの道德的自由と結びついている。つまり *religion civile* は内面的道德的な自律性を人間に持たせるための宗教である。したがって宗教という名前で行われているが、これは宗教として表現されている道德律である。これはカントに繋がり、道德の自立、自律は、18世紀末から19世紀に課題となる。

換言すればルソーはキリスト教から道德的な部分だけを切り離すことが可能だと考えているのである。では宗教から分離された道德はどうなるのか。道德は自律すると同時に国家に回収されていく、つまり、道德の問題は国家の課題すなわち公教育の問題として、19世紀最大の論点となるのである。

他方、道德の問題から切り離された宗教は「個人の信仰」の問題として、国家ではなく、市民社会の中に位置づけられることになっていく。注意すべきは、「個人の信仰」の内実である。理念的には、宗教の問題が個人の内面の問題として個人化されるのだが、実際に信仰を支配するのは「家族」である。家族は生と性(生殖)の基礎単位であるが、このどちらも道德と宗教の両方に繋がっている。かくして、19世紀には学校と家族とが、国家と教会のせめぎ合いの戦場になるのである。

(4) 終わりに

①国家と道德

国家と市民社会の分離という歴史的な状況と時間的論理的ずれを持ちながら、国家と教会の制度上の分離がおこってくる。国家は世俗の権力として自立して行き、教会は市民社会の一構成物になる。同時に、宗教内部で、あるいは精神生活の領域で、宗教と道德の分

離がなされ、道徳は国家へ、宗教は市民社会へとその居場所を移すことになる。道徳は個人の問題でありながら、同時に国家の管轄下に入るのである。

②国民国家の問題

比喩的に述べれば、近代国民国家は、既に成立していた主権国家の外枠を「国民」が満たすことで成立する。「生活」、「生命」の単位という幻想の共同体が国民である。フランス革命では、第三身分が国民を称して国民議会を作る課程で象徴操作がなされていく。

さまざまな革命祭典は、nation が政治的な単位として確立したことを周知させる儀式であった。これは、革命祭典からナチにまで至っていく nation の祭典の系譜を作っていく。その意味では「宗教から国民へ」という共同観念の系譜を考えることが可能である。ここでは、国家が国民国家として自らを表象する、あるいは国家は国民として自らを表象するという、一種の国家による偽装が起こっている。そのような偽装があつて初めて、近代国家は生活・生命というものを管理することが可能になる。その点で社会契約説の論理が果たした意味は大きかった。

③市民社会と宗教

宗教は市民社会を構成するさまざまな要素のうちのひとつとなり、教会あるいは宗教団体は市民社会の構成団体のひとつになった。この点は宗教政党の問題に関係する。政党は代議制民主主義を構成する存在であり、市民社会と国家とを媒介する機能を持つので、市民社会の構成要素である宗教団体が政党を作ることとはそれ自体としては問題がないだろう。しかし宗教政党が政治権力を取った場合はどうなるのかという問題についてはなお検討が必要であろう。その場合、宗教と道徳が分離し、宗教は国家が関与しうる問題ではなくなったという点は重要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ①□吉岡知哉「エミールとそら豆」『思想』1027号(岩波書店)2009年11月。pp.116-136. 査読無

[図書] (計1件)

- ①□吉岡知哉(共著) 桑瀬章二郎編『ルソーを学ぶ人のために』(世界思想社)2010年(328p.+xii)。「第7章「政治制度と政治---『社会契約論』をめぐる』」pp.144-173.

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉岡 知哉 (YOSHIOKA TOMOYA)

立教大学法学部・教授

研究者番号：90107491

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし